

第4回労働協約交渉 その1

勤務の問題は組合員の生活設計を第1にせよ！ 「特定された勤務」は始終業時間も含めて原則変更しない事を主張！

国労の主張

- ◆勤務変更事由21項目は廃止すること。

会社の見解

生活を送る上で不急な事象が起きた場合に勤務変更できるように定めている。

国労の主張

- ◆明示された始終業時刻は、みだりに変更しないこと。

会社の見解

始終業時間については就業規則に定めており、適切に行っている。

国労の主張

- ◆「更衣時間」を始業前5分・終業後5分設けて勤務したものとみなすこと。

会社の見解

更衣時間については会社の指揮命令下ではなく、労働時間には当たらない。

国労の主張

- ◆労働時間管理を徹底してサービス残業をなくすこと。

会社の見解

労働時間管理の適正化について毎年周知し、時間外労働は適切に申告するように指導している。また、労働時間管理の実態も毎月の申告時に行っている。

国労の主張

- ◆訓練及び講習会に伴う移動時間は、労働時間とすること。

会社の見解

訓練に伴う移動時間については、出張における移動時間と同様に取り扱っている。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩